町のキャッチコピー募集要項

|  |  |
| --- | --- |
| 募集内容 | 皆野町の魅力向上・発信を目的に、〇〇と言ったら「皆野町」とイメージできるような町のキャッチコピーを募集します。 |
| 募集期間 | 令和元年８月１日（木）から８月３１日（土）まで |
| 応募資格 | どなたでもご応募いただけます |
| 応募方法 | （１）応募フォーム（みなのまるごと情報発信）　　　　○　応募フォームに従って入力してください。　　　　【みなのまるごと情報発信ＵＲＬ】　　　　　<http://www.minano-marugoto.jp/wanted/naming/>（２）応募用紙　　　　○　応募用紙に必要事項を記入の上、応募ボックスに投函してください。　　　　　・役場　　　　　・皆野町老人福祉センター長生荘　　　　　・ふれあいプール・ホット　　　　　・道の駅みなの　　　　　・駅（皆野駅、親鼻駅、御花畑駅、秩父駅、長瀞駅、熊谷駅）　　　　○　郵　送　　　　　　〒３６９－１４９２　皆野町大字皆野１４２０番地１　皆野町みらい創造課宛　　　　○　持　参　　　　　　皆野町みらい創造課**▼応募用紙に御記入いただく内容**　　　【応募者の情報】　　　　○　氏　名（ふりがなをお付けください）　　　　○　住　所（郵便番号、住所は都道府県名から記入してください）　　　　○　電話番号（携帯電話のみも可）【町のキャッチコピー】　　　　○　表　記　　　　○　読み方（ひらがな）　　　　○　その名称とした理由 |
| 選考方法 | 　○　選考基準　以下の観点から選考を行います。・親しみやすさを感じられるか　　　　　　　　　　　・分かりやすいか・イメージに沿っているか* 第一次審査

　　　応募案を収集し、庁内関係各課と協議の上、候補案を選定します。* 最終審査

　　　総合戦略推進委員会で決定します。 |
| 選考結果の発表 | ○　第６回「皆野横丁」でのお披露目イベントを予定○　町ホームページに公開　※別途、採用者に通知します |
| 記念品 | * 町のキャッチコピーが採用されたかたに記念品をプレゼント
 |
| その他 | （１）　採用された名称の全ての著作権は皆野町に帰属します。（２）　応募者は、採用された名称について商標登録をしないものとします。（３）　応募作品は、自作で未発表のものに限ります。（４）　著作権その他第三者の権利を侵害していないものとします。（５）　同じ読み方の名称であっても、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット等で表記が異なる場合には、別作品とみなします。（６）　採用作品はキャッチコピーとして商品・広告・販促物・イベントなどで使用します。（７）　応募の際に記載された個人情報は、本公募に関する用途に限り使用します。ただし、決定した名称を発表する際には、応募者の住所（都道府県・市町村まで）と氏名について公表します。（８）　次の場合は、いずれの応募も無効とします。　　　　①　公序良俗、法令の定めに反するもの及び著作権その他第三者の権利を侵害するもの。　　　　②　応募の内容に不備がある場合や、住所・連絡先が不明等の理由により、御連絡ができない場合。 |
| お問い合わせ先 | * 皆野町役場 みらい創造課

℡：０４９４―２６－７３３４メールアドレス：mirai@town.minano.saitama.jp |